

# 令和6年度第3回和田区地域協議会 次 第

日時：令和6年7月17日（水）午後6時30分～  
会場：ラーバンセンター 第4研修室

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて
- 3 協議事項
  - (1) 自主的審議事項について
- 4 事務連絡
- 5 閉会

【次回協議会 8月21日（水）午後6時30分～：ラーバンセンター】

【次々回協議会 9月18日（水）午後6時30分～：ラーバンセンター】

令和6年第4回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

地域自治推進プロジェクトの検討状況について	・・・・・・・・	1～8
地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて	・・・・・・・・	9
地域自治の推進に向けたヒアリング調査まとめ	・・・・・・・・	別冊

## 地域自治推進プロジェクトの検討状況について

### 1 これまでの取組状況

- (1) 市では、平成 17 年 1 月の合併から 19 年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和 4 年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。(別紙 1 参照)
- (2) 本プロジェクトでは、次の 5 項目を検討項目としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する様々な検討を進めている。

(本プロジェクトの各検討項目)

- ① 区域の設定の考え方の整理
- ② 地域協議会の役割の整理
- ③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
- ④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
- ⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方 等

※ ④の予算の仕組みについては、これまで地域活動支援事業を活用してきた公益性のある取組の継続や運用上の課題に留意しながら、他の検討項目に先行して、令和 5 年度から地域独自の予算事業を実施している。

- (3) 令和 5 年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理した上で、各検討項目に係る課題を精査し、当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、別紙 2 (案) のとおり取りまとめた。

### 2 今後の予定 (案)

- (1) 令和 6 年度
    - ・ 別紙 2 (案) を基にした、地域の団体との意見交換の実施
    - ・ 地域協議会委員へのアンケート調査の実施
    - ・ 外部有識者からの意見聴取の実施
    - ・ 以上の結果等を踏まえた各検討項目に関する制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ 等
  - (2) 令和 7 年度
    - ・ 各検討項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計 等
  - (3) 令和 8 年度以降
    - ・ 市民への周知や条例改正の手続
- ※ なお、今後の検討・協議の進捗により、取組可能なものから順次実施することも想定している。

# 地域自治推進プロジェクトの概要

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

## 《現状に対する課題認識》

- ・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない
- その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
- ⇒ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

## 《課題解決の方向性》

- ・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



## 《検討の観点》

- ・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

## 《検討の展開順序》

- ・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
- ・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
- ・実現するためのロードマップの策定

※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討  
 ※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

## 《検討事項・論点例》

- ・地域自治の活動を活性化する予算 ⇒ 【事業の検討・提案方法、評価方法】
- ・地域の活動団体 ⇒ 【公益的活動の充実】
- ・地域協議会 ⇒ 【役割の再整理】
- ・総合事務所、まちづくりセンター ⇒ 【地域との関わり方】
- ・区域 ⇒ 【設定の考え方の再整理】

## 《検討方法》

- ・総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- ・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
- ・他自治体の事例調査

## 《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応

※本資料については、今後の検討、協議を踏まえながら整理していくものである。

理想的な姿と取組の方向性・方策

理想的な姿	現状と課題	取組の方向性	方策
<p><b>地域自治全体</b> 地域住民が地域の維持や振興に向けて、的確に課題を把握し、対策を決定し、課題の解決を実施できる状態</p>	<p>○ヒアリングの結果、地域への愛着や目の届く範囲として、「現在の区域の範囲」が適当とする回答が多数を占めている。</p>	<p>○「考えて決める」ということの一体感を重視し、現在の区域を基本とする。</p> <p>将来的に、地域で見直しの機運が高まってきた際には最適な在り方を検討</p>	<p>方策案 ○区域の維持</p>
<p><b>地域協議会</b> 住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域</p>	<p>○委員の高齢化・固定化等により、多様な意見の把握、意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。</p> <p>○話し合われたことが団体との連携等で実行に至ることが少ない。</p>	<p>○「考えて決める」視点と「実行する」視点から必要な見直しを検討</p> <p>○令和6年度から取り組む運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討</p>	<p>方策案 ○団体推薦+公募による委員選任 ○公募公選制の継続（委員数を見直す）</p>
<p><b>地域の団体</b> 地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体</p>	<p>○町内会では、担い手不足等により活動の継続が困難であったり、活動資金の確保に苦慮しているところもある。</p> <p>○住民組織では、組織力の強化や人材・活動資金の確保、団体間の連携が必要</p>	<p>○地域自治区全域の公益的活動を担う団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援</p> <p>○地域内外の団体との連携や外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない手法の検討</p>	<p>方策案 ○事務局体制の強化支援 ○組織同士の連携支援 ○地域経営の視点も取り入れた組織の在り方研究</p>
<p><b>地域自治の活動を活性化させる予算</b> 各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み</p>	<p>○地域独自の予算事業について、様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある。</p> <p>・個々の団体への支援が中心であり、地域自治区全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数</p>	<p>○地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえ必要な改善等を検討</p> <p>○地域自治区単位の活動を促進するものや取組に応じたきめ細かい支援ができる仕組みを検討</p>	<p>方策案 ○地域独自の予算事業の改善による支援の継続 ○地域自治区単位で予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設</p>
<p><b>総合事務所及びまちづくりセンター</b> 地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織</p>	<p>○総合事務所は、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。</p> <p>○まちづくりセンターは、地域の様々な団体との関係構築の機会が少ない。</p>	<p>○ほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討</p>	<p>○ほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討</p>

検討の方向感  
「協働・実行」に留意

検討の視点

- ☞「考えて決める」という視点
  - ・地域の問題や課題を的確に捉えているか
  - ・問題や課題への対策を的確に企画できているか
  - ・地域住民の賛同を得られているか
- ☞「実行する」という視点
  - ・「考えて決めたこと」を実行に移すことができているか

上越市における地域自治のねらい

地域住民の暮らしの満足度を高め、安全・安心・快適に過ごせるようにする（住民の福祉の増進）

（そのために）

行政の取組（公共サービス）に加え、地域の主体的な取組も重要

（そのために）

地域に暮らす住民が自ら主体的に身近な地域の課題を捉え、実情に合ったきめ細かな活動につなげる

「市民本位の市政」と「自主自立のまちづくり」

（そのために）

「都市内分権」の仕組み  
「地域自治区制度」の導入

- ・地域協議会
- ・事務所

## 地域自治区の区域の理想的な姿

住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域

### 取組の方向性

- ・「考えて決める」ということの一掃感を重視し、現在の区域を基本とする。
- ・なお、将来的に地域において見直しの機運が高まってきた際には、最適な在り方の検討や地域の合意形成に向けた議論を地域と行政が一緒になって行うこととする。

### 制度の概要、当初の考え方

- 地域自治区**
- ・「地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域」を区域として地域自治区を設定したもの
- 身近な地域とは**
- ・市民が各種の活動等を通じて、生活の場について相互に理解し共有することができる範囲
  - ・人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲
  - ・具体的には、地縁団体等における具体的な活動等を通じて、より多くの市民にとって生活に関わりのある範囲と捉えるものとしている。

### 現 状

- 13区**
- ・合併前の旧町村の区域を一つの区域としたもの
  - ・各区には住民組織も組織されている。
- 15区**
- ・自治的な活動が行われている範囲であり、多くの住民に関わりが深く、おおむね昭和の大合併前の市町村のエリアと重なる「地区」を基本としたもの
  - ・最も身近な自治の場である町内会の地区町内会長連絡協議会が組織され、15区中12区には住民組織も組織されている。
- 地域協議会委員や地域の団体等の意見**
- ・地域協議会委員の77.4%、地域の団体の79.8%が、地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であると回答しており、現在の区域でよいとする意見が多数を占めている。
- 【議会からの意見・提言等】**
- ・現在の地域自治区の設定がこれからも相応しいものか検討する必要がある。
  - ・28区を維持する場合は存在理由を明らかにし、再編等を行う場合は市民が納得するまで議論を尽くして実行すべき。

### 課 題

- ・現在の区域でよいとする意見が多数を占めているが、一部には、現在の区域以外の範囲として下記の意見がある。
  - 団体の活動を継続・活性化させるためには、現在よりも広い区域がよいとする意見
  - 小学校区や中学校区など、より意思疎通ができる範囲や顔の見える関係性といった観点から、現在よりも狭い区域が良いとする意見

### 方 策

- 方策案：区域の維持（現状どおり）**
- ・地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であるとする意見が多数であり、現状で地域の一体感があると考えられることから、現在の区域を維持する。

地域の課題解決に向けて、地域の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

取組の方向性

- ・ 多様な意見の把握からの確な課題設定、対応策の決定といった「考えて決める」という視点と、対応策の実施という「実行」の視点から、必要な見直しを検討する。
- ・ 令和6年度から取り組む運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p><b>○設置目的、権限など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題を主体的に捉え、それらについて議論を行うことを通じて、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させていく。</li> <li>➢ 市長からの諮問に対して答申を行うことができる。</li> <li>➢ 自ら必要と認める事項について自主的な審議を行い、市長に意見書を提出することができる。</li> <li>・ 地域の団体と連携、協力関係を築く中で、課題解決に向けた働きかけを期待</li> </ul> <p><b>○地域協議会の委員構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法では、委員構成は、区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないとされている。</li> </ul> <p><b>○公募公選制による委員の選任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるよう公募公選制という仕組みで担保している。</li> </ul> <p><b>○委員の報酬</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考えから、委員には報酬を支給しない。</li> </ul>	<p><b>○委員選任状況（R6改選時）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選任投票 なし ※R2は2区で実施</li> <li>・ 定数380人中231人の届出者</li> <li>・ 追加選任 28区のうち23区</li> <li>・ 定数どおり 28区のうち5区</li> <li>・ 平均年齢 61.7歳</li> <li>・ 男女比 男性76.8%、女性23.2%</li> <li>・ 再任率 38.1%</li> </ul> <p><b>○諮問に対する答申の結果（制度導入以降）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支障なしとされたもの 1,448件</li> <li>・ 上記のうち意見が付されたもの 158件</li> <li>・ 支障ありとされたもの 8件</li> </ul> <p><b>○自主的審議の結果（R2～R6任期中間）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的審議のテーマ件数 61件 [内訳]</li> <li>・ 団体に働きかけたもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 実行に至ったもの 14件</li> <li>➢ 実行に至らなかったもの 7件</li> </ul> </li> <li>・ 市へ意見書を提出したもの 24件</li> <li>・ 団体への働きかけや市への意見書の提出に至らなかったもの 22件</li> <li>※重複があり、合計は61件にならない。</li> </ul> <p><b>○地域協議会に対する認識についての委員へのアンケート上位回答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員構成の偏り（若者等の参画）</li> <li>・ 地域のための取組の検討・企画が役割</li> <li>・ 議論が進まない</li> <li>・ 報酬がない 等</li> </ul>	<p><b>○委員の高齢化・固定化、女性が少ない等の状況にあり、地域での様々な年代や性別の多様な意見の把握、多様な意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。</b></p> <p><b>○地域協議会は、いわゆる実行組織ではないため、自ら課題解決に向けた取組を実行することができない。地域協議会で話し合ったことを市に意見として述べることを通じて、市による取組につながる可能性がある一方で、地域の団体との連携等により実行に至ることが少ない。</b></p> <p><b>○報酬</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員に報酬を支給しない当初の考え方が時代にそぐわないとの意見がある。</li> </ul> <p><b>○地域協議会に対する認識についての地域の団体へのヒアリング上位回答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員構成の偏り（若者等の参画）</li> <li>・ 地域の声や課題の把握が役割</li> <li>・ 活動内容が不明</li> <li>・ 地域に認識されていない 等</li> </ul> <p><b>【議会からの意見・提言等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題を集約する仕組みをつくるほか、自主的審議を優先的に行う。</li> <li>・ 公募公選制を維持するほか、公募の際は、様々な団体などの自薦・他薦による選出方法を検討する。</li> <li>・ 費用弁償等の在り方を検討する。</li> </ul>	<p><b>方策案：団体推薦＋公募による委員選任の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より一層、様々な分野に関する各年代、男性・女性の多様な意見や問題意識等を的確に把握し、対策を決め、実行につなげられるよう、地域の様々な団体の代表と公募委員で構成する体制に見直す。</li> <li>・ 町内会や住民組織、若者や女性の団体等から委員を選任することで、地域協議会をそれらの団体のプラットフォームとし、各種情報を共有でき、議論を踏まえての対策をそれらの団体が確実かつ速やかに実行できる体制とする。</li> </ul> <p><b>方策案：公募公選制の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募公選制を継続し、若者や女性、住民組織との意見交換をルール化しつつ、人口減少が続く各区の実態を踏まえ、委員定数を見直す。</li> </ul> <p>※報酬については、どちらの方策も役割に応じて検討</p>

地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体

取組の方向性

- ・ 地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援を行う。
- ・ 地域活動の維持・継続に向けて、地域内での団体間の連携はもとより、地域外の団体との広域連携、外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない多様な人材確保の在り方や財源確保についても検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p><b>【町内会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ とともに暮らしやすく、住みよい地域にしておくために任意で組織された地縁の団体</li> <li>・ 地域の住民の共同体（地域コミュニティ）として、住民生活に身近な課題の解決に向けて、住民相互の連絡、地域的な共同活動、行政事務の受託など幅広く活動している。</li> </ul> <p><b>【住民組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民と行政の協働により、地域の特性をいかした活力あるまちづくりを推進し、支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目的としたもの</li> </ul> <p><b>○13区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての地域自治区に設置されている。</li> </ul> <p><b>○15区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金谷、諏訪、津有、高士、八千浦、保倉、谷浜・桑取では、合併以前から主体的な活動を行ってきた。</li> <li>・ 新道、三郷、和田、有田、北諏訪では、市の地域支え合い事業の受託を機に、市の働きかけにより設立</li> <li>・ 高田、直江津、春日にはない。</li> </ul>	<p><b>【町内会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に820町内会があり、10世帯を下回る小規模町内会が増加傾向。特に中山間地域では、体制や活動の維持に苦慮している。</li> </ul> <p><b>【住民組織】</b></p> <p><b>○13区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティプラザの管理や地域支え合い事業等の受託のほか、地域の祭りや各種イベント、地域の実情やニーズに対応した独自のサービス等実施</li> </ul> <p><b>○15区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高田、直江津、春日には住民組織がないが、ほかの住民組織では地域支え合い事業を受託するほか、ほかの様々な分野の活動を実施している組織もある。</li> </ul> <p><b>○町内会や住民組織からの意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動を支える担い手（スタッフ、参加者を含む。）の不足や若者の参画が得られないといった意見がある。</li> <li>・ 限られたノウハウやマンパワーで取り組んでいる、他団体との連携が必要だと思うが進め方が分からない、会費収入の減少に伴い活動資金が不足しているといった意見がある。</li> </ul>	<p><b>【町内会】</b></p> <p><b>○人材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少や少子高齢化、定年延長、ライフスタイルの変化などに伴い、役員や活動の担い手不足が顕著であり、町内の各種活動等の継続が困難になりつつある。</li> </ul> <p><b>○資金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯数の減少により、活動に必要な資金や集会所等の維持管理や更新等の財源確保に苦慮する町内会もある。</li> </ul> <p><b>【住民組織】</b></p> <p><b>○人材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足が進みつつあり、組織力の強化や地域内での人材確保、団体間の連携を図る必要がある。</li> <li>・ 地域の人材だけでは課題を解決していくことが困難な場合には、外部人材の活用も必要である。</li> </ul> <p><b>○資金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源確保に向けて、助言や情報提供を含めた支援の必要がある。</li> </ul> <p><b>○他団体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種団体の連携に向けて、団体間の情報交換や交流（活動内容等の共有や横のつながり）の場が必要である。</li> </ul>	<p><b>○当面の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内での自治の基本的な組織である町内会の維持継続が厳しさを増していく中において、地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）が地域を運営する機能を持つことができるよう、それぞれの実情に合わせた支援を行う。</li> </ul> <p><b>方策案：事務局体制の強化支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各団体の実情を踏まえて、人材面や資金面などでの各種支援を行う。</li> </ul> <p><b>方策案：組織同士の連携支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内の様々な団体との情報共有や意見交換ができるようなプラットフォームの構築</li> <li>・ 活動団体のつなぎ役としての中間支援組織を強化するための支援</li> </ul> <p><b>○将来的な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における様々な公益的な取組を持続することができるよう、地域経営の視点も取り入れた組織の在り方について併せて研究していく。</li> </ul>

# 地域自治の活動を活性化する予算の理想的な姿

## 各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み

### 取組の方向性

- ・ 地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえながら必要な改善等を検討する。
- ・ 地域自治体単位の活動促進に資するもの及び取組内容に応じたきめ細やかな支援が可能な予算の仕組みについて、プロジェクト全体の検討状況を踏まえて検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p><b>○地域独自の予算事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれの地域の課題を解決し活力の向上を図るため、個々の団体の公益的な取組や地域の実情にあった取組の実現に向けて、総合事務所やまちづくりセンターが提案団体と一緒に企画を練り上げ、予算要求できる仕組みとして、令和5年度から運用を開始</li> <li>※令和4年度をもって地域活動支援事業を終了したことに伴い、同事業により実施していた公益的な活動を継続するために先行実施した。</li> </ul> <p><b>○その他の予算の仕組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域独自の予算事業以外の地域自治の活動を活性化する予算の仕組みは、継続検討することとした。</li> </ul>	<p><b>【地域独自の予算事業】</b></p> <p><b>○令和6年度の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算：180件、126,277千円</li> <li>・ 新規取組 36件</li> <li>令和5年度新規事業の継続分を合わせると46件（全件数の25.6%）</li> </ul> <p><b>○提案団体等の意見</b></p> <p><b>&lt;令和5年度調査&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度活用団体のうち補助率の見直しを求める意見は33.1%</li> <li>・ 8月末の提案期限の見直しを求める意見は9.2%</li> </ul> <p><b>&lt;令和6年度調査&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度活用団体で経過措置が適用されている団体のうち、補助率上限7割では自主財源を確保できないとした団体は66.0%</li> <li>・ 団体が求める支援策に関する主な意見活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）</li> <li>企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）</li> <li>他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）</li> </ul> <p><b>【議会からの意見・提言等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の要望を集め、地域で話し合っ「地域要望」とし、それに基づいて行政が予算提案、議会の議決を経て、行政が執行するという地域も参画する地域予算づくりを検討する。</li> </ul>	<p><b>【地域独自の予算事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある。</li> <li>・ 提案内容によって市が実施主体となる取組の基準が不明確との指摘がある。</li> <li>・ 令和6年度予算編成過程において、総合事務所等による関わりを更に深める余地があった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域独自の予算事業の趣旨や仕組みの周知</li> <li>➢ 効果的な手法や経費の精査</li> <li>➢ 財源確保に向けた助言</li> <li>➢ 提案団体と他団体の連携協力の支援</li> </ul> </li> </ul> <p><b>○地域自治体全域への広がり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域独自の予算事業は個々の団体への支援が中心であり、地域自治体全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数</li> </ul>	<p><b>方策案：地域独自の予算事業の改善による支援の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の地域独自の予算事業を基本としながら、団体が行う多種多様な取組の内容や特性を考慮したきめ細やかな支援となるよう、専門性を持つ各担当部局が分野別に支援する。</li> </ul> <p><b>方策案：地域自治体単位の予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域自治体単位の課題を設定し、その解決策を地域協議会や地域の団体、総合事務所等が主体的に関わりながら決定し、これらの事業に取り組む際に必要な予算を計上する制度を創設する。</li> </ul>

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織

取組の方向性

- ・本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。



制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p>・ 地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置し、平成21年に設置した15の地域自治区には、複数の地域自治区の地域協議会の事務局と地域振興に特化した業務を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置している。</p> <p><b>○13区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会の運営や地域振興に関する事務のほか担当する区内の行政サービスに関する事務を行う。</li> <li>・ 旧町村役場を活用し、地域住民が地域活動に利用できるよう「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くことや施設の管理・運営を住民に委ねることを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整備</li> </ul> <p><b>○15区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や所管する区域の地域振興に関する業務を行う。</li> <li>・ 所管する区域数、事務所ごとの事務量、地理的連続性、住民の利便性（交通の便等）等を総合的に勘案し、南部・中部・北部の3つに分け、既存の施設に設置</li> </ul>	<p><b>○総合事務所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域を知る職員、地元職員が減少している中、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。</li> </ul> <p><b>○まちづくりセンター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する地域自治区は4～6区と複数あるが、所管業務が限定されている点や人員数や時間的な制約などもあり、総合事務所と比べ地域との関わりが少ない。</li> </ul> <p><b>○地域協議会委員や地域の団体等の意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合事務所やまちづくりセンターに期待する役割として、「現場の把握」や「地域への積極的な関わり」など地域への直接的な関与が求められている一方、地域協議会委員から「地域住民の目線が不足」、「地域との関わりが少ない」との意見や、地域の団体からは「現場を知る、出向く」、「権限・予算が少ない」との意見があった。</li> </ul> <p><b>○コミュニティプラザ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13区のうち4区では住民組織以外が管理・運営を受託している。また、15区にはコミュニティプラザを設置していない。</li> </ul>	<p><b>○総合事務所、まちづくりセンター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合事務所等の職員と地域の団体等と関わる機会を十分確保する必要がある。</li> <li>・ 総合事務所等の職員が地域と協働して課題を解決するため、的確な情報提供やアドバイスなど、適切な支援を行うことができるよう、職員体制の整備を図る。</li> </ul> <p><b>【議会からの意見・提言等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合事務所等の地域自治・住民自治を支える権能の強化が求められている（所長の権能強化、職員体制の最適化・職員能力の向上、自治の担い手の育成）</li> <li>・ 15区へのコミュニティプラザの設置について検討する必要がある。</li> </ul>	<p>※本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。</p>

## 地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて

### 1 概要

令和5年度に地域独自の予算事業を実施した121団体における制度面や運用面に  
関する課題やアンケート調査の結果等を踏まえ、地域独自の予算事業の補助率に係  
る経過措置を次のとおり見直すこととする。

### 2 見直しの考え方

- (1) 各団体の取組状況を踏まえると、経過措置に基づき補助率を低減させた場合、  
多くの団体において取組の継続が困難になることが見込まれるが、その一方で、  
自主財源の確保に向けて取り組む意向があることがうかがわれる。
- (2) こうした中、総合事務所やまちづくりセンターを中心に、団体による自主財源  
の確保に向けた取組を支援する余地もあるものと考えられる。
- (3) このようなことから、公益性の高い自治の取組が継続されるよう、補助率の低  
減に伴う影響を抑えるとともに、総合事務所等による団体への支援を更に実施し  
ていくため、経過措置を適用している事業について経過措置の期間を延長し令和  
7年度の補助率は10分の9のまま据え置くこととする（新規事業の補助率は、10  
分の7を維持）。
- (4) なお、地域自治推進プロジェクトにおいて、令和6年度に「地域自治の活動を  
活性化する予算」の制度や仕組みの在り方について検討することとしているた  
め、令和8年度以降の取扱いについては、本プロジェクトの今後の検討状況に合  
わせて考え方を整理することとする。
- (5) 総務常任委員会所管事務調査において説明後、対象団体への周知を行う。

### 3 アンケート調査の結果概要（参考）

- (1) アンケート調査の結果、補助率の経過措置が適用されている団体の66.0%（64  
団体）から、補助率の上限が10分の7となった場合、自主財源を確保することが  
できない旨の回答があった。
- (2) 団体が求める主な支援策は次のとおり
  - ・ 活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）
  - ・ 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）
  - ・ 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）
  - ・ 補助率の引上げ（27.6%） など

第2回和田区地域協議会 自主的審議事項に係る委員発言等まとめ

資料No. 1

※2～4は第5期委員の提案

自主的審議事項の検討	
	委員の声
<b>1 上越妙高駅周辺の整備・活性化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺の土地区画整理事業はH30年度終了約9割の土地について利用または検討済み市は企業誘致活動、イベント後援などのバックアップを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せっかく駅ができたのに…</li> <li>・何か押しが足りない</li> <li>・第4期の検討資料がほしい</li> <li>・市の主体性は？</li> <li>・駅前交番がわかりにくい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・釜蓋遺跡のPR・活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査の促進運動を</li> <li>・遺跡の目印</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅西側の山ろく線への道路拡幅は*</li> </ul>	
<b>2 和田区全体にエリアを広げて*</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・和田地区振興協議会が作成したビジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きいスーパーができると周辺の発展が目覚ましい</li> <li>・デパートやスーパーの誘致の検討は？</li> </ul>
<b>3 地域の歴史・宝を知りたい*</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市認定「地域の宝」が和田区内に7か所</li> </ul>	
<b>4 和田と大和の地域性の違い*</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の通学の困難さ（東木島、島田等）</li> </ul>	
<b>5 地域協議会がよくわからない*</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性、議論</li> </ul>	

和田区の地域活性化の方向性	
	委員の声
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通、ゲートウェイ機能、情報通信の拠点（フルサット、JM-DAWN等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートウェイは人が通り過ぎる機能</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹上・釜蓋遺跡、地域の宝 →歴史・文化の発信、活用</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流人口の拡大</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観、自然、農地等の環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和3丁目の農地の活用</li> <li>・中箱井でのゴミ投棄</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全、福祉の充実、暮らしやすい地域づくり</li> </ul>	

▼和田区の地域活性化の方向性

＜和田区の地域活性化に向けて＞

和田区は、上越地域のゲートウェイとしての特性、魅力ある歴史・文化と豊かな自然・農地を活かし、住みやすい、住みたい、訪れたい地域を目指します。

- ・交通の要衝としての上越妙高駅や情報通信の拠点を活かした地域振興
- ・吹上・釜蓋遺跡や地域の宝などの歴史・文化の発信、活用
- ・次世代を担う人材の育成とイベントの開催を通じた交流人口の拡大
- ・妙高山をはじめとする美しい景観・自然、豊かな農地等の環境保全、活用
- ・安心安全で、福祉の充実した暮らしやすい地域づくり

(参考) 和田区内の市認定「地域の宝」

(R6. 6. 30 現在)

No.	件名 (活動団体)	所在地
1	 <p>七ヶ所新田地蔵尊 (大和 1 丁目町内会)</p>	大和 1
2	 <p>今泉城跡の大ケヤキ (上越妙高駅と共に歩む会)</p>	大和 2
3	 <p>のうこうぎゅうばそうさくてい 農耕牛馬装削蹄場所跡と ばとうかんぜおんひ 馬頭観世音碑 (大和 2 丁目町内会)</p>	大和 2
4	 <p>なんぼいさん かんぎ 水谷家と南方位山・歓喜堂 (大和 3 丁目町内会)</p>	大和 3

No.	件名 (活動団体)	所在地
5	 <p>荒町観音堂 (大和 3 丁目町内会)</p>	大和 3
6	 <p>いしざわにじゅうごにちこう 石沢二十五日講 (石沢町内会)</p>	石沢
7	 <p>城山遺跡と城山神社例祭 (城山管理者)</p>	今泉

自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備、活性化について」に係る市担当課の説明、主な質疑応答

1. 自主的審議事項

テーマ	上越妙高駅周辺の整備、活性化について
概要	上越妙高駅が開業して6年が経過し、上越市の玄関口として駅周辺の整備が進んでいるが、進んでいないところもある。また、コロナ禍において駅周辺の活性化が困難になっている面もみられる。 駅周辺の活性化に向けて、整備の現状や今後の方針などを把握するとともに、活性化策について話し合う。
審議開始日	令和3年6月24日

2. 第3回地域協議会（7月28日開催）

【交通政策課の主な説明内容】

○上越妙高駅開業までの経緯

昭和42年	関係都府県により北回り新幹線建設促進同盟会が設立。
昭和57年	高崎～小松間の駅・ルート概要公表。
平成9年	新幹線が長野まで開業。
平成27年	新幹線が長野～金沢間で開業（3月14日上越妙高駅開業）。

○駅周辺の整備の経緯

平成16年度	駅周辺の土地区画整理事業の開始。
平成21～22年度	市民、専門家、学識経験者の参加により、駅周辺地区のまちなみ形成構想と土地利用方針を策定。この方針に基づき土地区画整理事業が進められる。
平成22年度	土地区画整理事業の6割が農地、ほとんどが民有地で企業誘致等のノウハウがなかったことから、土地所有者で上越市新幹線駅周辺地区商業地域土地利用促進協議会（以下、土地利用促進協議会という）を設立。市も連携しながら民間主導で企業誘致を実施。
平成30年度	換地処分が終了し、土地区画整理事業が完了。
令和元年度	9割近くの土地が利用又は検討されている状態となり、土地利用促進協議会が設立の趣旨が達成されたことから解散。

○駅周辺の土地利用の現状

令和3年7月28日現在、駅周辺の商業街区の92.2%の土地が利用済又は検討中であり、ホテル、マンション、飲食店、お土産屋、コンビニ、温浴施設、レンタカー等が開業。残りの土地は未利用となっている。

○土地利用促進協議会が解散した以降の取り組み

市は引き続き企業誘致を行っており、企業誘致アンケートや個別訪問をしている。誘致にあたっては、進出企業への支援制度を設けている。

【主な質疑応答】

Q：新井信用金庫からアンダーパスを通っていく道路が、山麓線まで届かず途中で切れている。その辺を解消する方向で考えてほしいが、市の考えを聞きたい。

A：道路は当課の管轄ではないが、聞いている中では、その道路の改修の計画はない。

Q：土地区画整理事業が終了し、土地利用促進協議会も解散した中、市としては企業誘致や活性化のイベント等しかできないということか。

A：民有地であるため、市としてその土地をどうにかするというのは難しい。また、土地区画整理事業も終わり、大きな施設も開業し、区画自体も大きいものがなくなってきているとなると、新たに大きな施設が入ってくる状態ではないというのが物理的にある。市としては、この地の優位性等を発信しながら誘致活動を行うとともに、イベントのバックアップをしていく立場かと思っている。

Q：土地区画整理事業区域外の周辺にも開発可能なところが大きな面積である。民間が所有している土地であるが、市がバックアップする、プッシュする、そういったことは考えていないのか。

A：土地区画整理事業区域外の開発については、地域の団体の方が市と何回か協議している。その区域が市街化調整区域の場合、開発を抑制している区域のため、高いハードルがあると思う。市としてはこのエリアだけを見るのではなく、市全体を見て、その中でこのエリアという見方になる。その辺がマッチすれば次のステップはあるかもしれないが、今の段階では市街化調整区域の開発は大変難しい。

Q：数年前にバスの青田線、斐太線についてのアンケートを実施したと思う。上越妙高駅に乗り入れするような計画とかその辺の進展はどうか。

A：青田線、斐太線については、今ちょうど検討しているところである。やはり上越妙高駅には魅力があり、板倉方面からの路線が現状では上越妙高駅を bypass せずに高田方面へ行くが、去年試験的に上越妙高駅を通そうとした。しかし、コロナ禍で観光利用が見込めないということで中止とした。青田線、斐太線については、上越妙高駅を通る路線について地域の皆さんと話をしていきたい。

Q：土地利用状況図の白地の未利用地は、こういった状況なのか。

A：1件1件確認をした訳ではないが、農地として利用している等、今すぐ開発を行う意向はないようである。

### 3. 第4回地域協議会（9月29日開催）

#### 【文化行政課の主な説明内容】

##### ○釜蓋遺跡の概要

- ・新幹線駅周辺の土地区画整理事業の決定後、平成17年から同事業の区域内における遺跡の有無を調査した結果、発見されたのが釜蓋遺跡である。その内容、規模から国の史跡として後世に残すこととなり、平成18年に遺跡の保存の方針を決定し、平成19年に都市計画を変更した上で、平成20年に国の史跡に指定された。
- ・上越市から妙高市にかけての3つの遺跡（釜蓋遺跡、吹上遺跡、斐太遺跡）を合わせて斐太遺跡群という国指定史跡になっており、3地区が密接に関係して移り変わってきている。
- ・順番として、吹上遺跡でヒスイの玉づくりが行われ、その後、弥生後期に斐太遺跡の山手へ移り、堀をめぐる環濠集落ができる。その後、釜蓋遺跡に移って環濠集落がつくられ物流の拠点となる。これら遺跡は、上越における米づくり発祥の地となる。
- ・平成21年度から10年間発掘調査をし、令和2年度に成果となる総括報告書を作成した。今後の予定として、また新たに発掘調査をする具体的な計画はない。
- ・市内には1,600弱の遺跡があり、その一部が後世に保存して伝えていく国の史跡に指定されている。なお、春日山城も国指定史跡である。

##### ○釜蓋遺跡公園の整備概要

- ・平成20年から用地買収を行い、平成25年に公園として整備した。
- ・公園整備の基本的な考え方は、地下に眠っている物を後世に向けて保存するため、地下に影響がないようすることである。公園内の活用については、地下に影響がない、整備の目的に反しないものであれば、ここを活用できる。

##### ○整備後の活用状況

- ・平成28年、29年に公園東側において、オクトーバーフェストが開催された。
- ・学校や団体による学習利用、イベント利用、釜蓋遺跡応援団による春と秋の遺跡まつり（コロナにより休止中）が行われている。
- ・吹上遺跡とも連携しており、JR東日本の「駅からハイキング」のコースに設定し、周遊を図っている。また、稲荷町内によるコスモス栽培等のイベントが行われている。
- ・この公園は利用者があるところ。地元の方には、地下に影響がない、整備の目的に反しないという条件をクリアしながら、いろいろな形で使っていただきたい。

##### ○その他

- ・過去の議事をみたら、駅を降りた人に向けてプランターの花で彩ったらどうかという話があった。例えば、釜蓋遺跡応援団が粘土で精巧な弥生土器をつくっており、それを花で彩るといった活動も考えられる。地元や釜蓋遺跡応援団の同意により可能になるかもしれないので、そういうことになれば、是非お声がけいただきたい。

#### 【主な質疑応答】

Q：整備の目的に反しないとあるが、整備の目的とは何か。

A：整備の目的は、釜蓋遺跡を多くの人に知っていただくこと、また、新幹線駅前にあることから、市の歴史観光の出発点、賑わいの創出が挙げられる。

Q：県道沿い（遺跡の北エリア）を花で彩っているのは分かるが、そのエリア以外の遺跡全体を四季折々の花で彩れば、駅を降りた人にもっとインパクトを与えられる。地下に影響はなく、整備の目的にも反しないと思うが、いかがか。

A：できるできないで言うと、できるが、どう耕す、どう種を確保する、どう水くれをする等、様々な条件をクリアする必要がある。また、全体で5.3ヘクタールの地をそのような活動で使えるかどうかの判断ができていない。そして、市としては地元の方と一緒にここを活用させていただきたいと考えている。現状、遺跡の北エリアは、釜蓋遺跡応援団の力を借りながら花畑として位置付け、春は菜の花、秋はコスモスで彩っている。

Q：釜蓋遺跡応援団になるための資格はあるのか。申込はどうしたらよいのか。

A：年齢制限など資格は一切ない。連絡をいただければ会員になれる。子ども達にも加わってもらいたい。

Q：市の歴史博物館には売店やカフェがあり、旅行に来た人が少し休んだり、例えば絵葉書を購入することができる。釜蓋遺跡を見た人がパンフレットを持って帰るだけでなく、釜蓋遺跡ガイドンスにカフェや売店ができたりということが将来的に可能なのか。

A：将来的に可能だが、市の直営ではなく、民間の方に場所を提供して入っていただくようなことになろうかと思う。歴史博物館もそのような形態としている。収益が上がるかどうかが一番の課題と思われる。

Q：遺跡を花で彩るより、環濠集落というものがわかるような住居の見本などを整備して、当時の生活を表現するのが良いと思うが、いかがか。

A：現状は環濠の位置に青緑の石を敷いて表現している。住居の復元等は、是非そうしたいという思いはあるが、発掘調査の成果を踏まえた史実に忠実なものが求められるため、現状では難しいと思われる。

Q：最近、グランピングとかキャンプが流行っている。せっかくこのような素晴らしい遺跡があるので、例えば、昔の生活体験などを子ども達と一緒にキャンプして、昔の土器などで料理をするなど、人を呼び込むようなことはできないか。地元小学校と連携してもよいと思う。

A：平成27年に商工会議所の青年団が企画してテントで弥生体験をしている。細かいところを協議で詰める必要はあるが、例えば、町内でそのようなイベントを是非企画していただければと思う。提案があれば、是非お問い合わせいただきたい。